

第5回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年5月8日(月) 午前9時00分から午前9時25分

2. 開催場所 笠松町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員(13人)

議長	13番	松原	悟
議席	1番	奥村	彰朗
議席	2番	森	とみ子
議席	3番	後藤	清
議席	4番	安達	純彦
議席	6番	松原	正孝
議席	8番	渡邊	義一
議席	9番	岩村	好廣
議席	10番	近藤	秀隆
議席	11番	松原	克雄
議席	12番	加藤	孔仁
議席	14番	森	幸泰
議席	15番	森	茂信

4. 欠席委員(1人)

会長	5番	岩田	壽
----	----	----	---

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	西川	雪秀
書記	田中	裕介
書記	亀井	昭宏

6. 議事日程

日程第1 議事録署名者の指名について

日程第2 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第4 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第5 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長	<p>令和5年第5回笠松町農業委員会を開催する旨を述べ、はじめに5番岩田会長から欠席の連絡を受けていることを報告した。</p> <p>挨拶を述べた。</p> <p>議事に移る旨を述べ、日程第1号「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を2番森委員 15番森委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。</p> <p>次に、日程第2号議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【議案第6号 朗読】</p> <p>周辺の雑種地と一体利用で一般貨物運送業車両置き場への転用申請であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び雨水排水計画について説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
8番委員	<p>隣接する田が1筆ありますが、そこも相続等の手続きが終わり次第売買契約を結ぶため、申請地の周辺に農地がなくなるので、計画どおり施工して頂ければ問題ない旨述べた。</p>
議 長	<p>事務局及び担当地区委員からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>議案第6号について、原案のとおり許可相当と判断し、県へ進達することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第6号については、原案のとおり県へ進達するものとして、続いて報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第1号 番号1～2 朗読】</p> <p>相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出されたものであ</p>

	<p>り、番号1から2の相続に対しては、行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。</p>
議長	<p>事務局からの説明を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>続いて報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第2号 番号1 朗読】</p> <p>番号1は宅地分譲への転用の届出であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。また、以前「農地法第5条の届出」が提出されており、その当時と転用目的が変わったため、理由書も一緒に提出された旨説明した。</p>
議長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
13番委員	<p>北側水路の草押さを実施して頂ける旨を頂いておりますし、開発許可の案件ですので施工どおり実施していただければ問題はない旨述べた。</p>
議長	<p>事務局、担当地区委員からの報告を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>続いて報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第3号 番号1～6 朗読】</p> <p>番号1は分譲住宅地、番号2は分譲住宅建築、番号3は自動車整備工場敷地、番号4は宅地分譲4区画、番号5は住宅建築、番号6は住宅型有料老人ホームへの転用の届出あり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。</p>
議長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
4番委員	<p>番号1については、現在休耕地の農地であり、遊休農地になりそうな農地であったため、計画どおり施工してもらえば問題ない旨述べた。</p>

	<p>番号2、番号3については、現在の所有者が町外に引越しをしてしまい、農地の維持管理に困っており、このままだと遊休農地になっていたため、計画どおり施工してもらえば問題ない旨述べた。</p> <p>番号6については、申請地の周囲に農地がないため、計画どおり施工してもらえば問題ない旨述べた。</p>
2番委員	<p>番号4については、転用計画は開発許可を得ているので問題ない旨述べた。また、南側の水路については、草押さえをしっかりとっていただけのよう了承を得ているので問題ない旨述べた。</p>
1番委員	<p>番号5については、申請地の周囲に農地がないため、計画どおり施工してもらえば問題ない旨述べた。</p>
議 長	<p>事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項を全て終了し、令和5年第5回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。</p>

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和5年 6月5日

議 長 松原 悟
 委 員 森 とみ子
 委 員 本 茂信